

はちみつに残留するグリホサート基準値の背景

グリホサートは除草剤です。コメやムギなどの作物に散布されます。家畜の餌となる牧草の発育を阻害する雑草を枯らすために散布されることもあります。

オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド（NZ）、英国、合衆国、その他多くの国でグリホサートの散布が認められています。販売される商品名としては家庭用のラウンドアップが一番よく知られていますが、農薬としては90もの商品名で販売されています。

グリホサートは養蜂およびはちみつ生産には使用されていないことから、日本・NZ両国で、最大残留基準値（MRL, Maximam Residue Level）が定められていません。いっぽう、穀類・野菜・果物にはそれぞれのグリホサート MRL が定められています。これがはちみつとその他の農産物との相違です。

MRL に代わるものとして、日本・NZ 両政府は、はちみつのグリホサート残留について「一律基準」あるいは「標準」を適用しています。NZ の場合は1 キログラムあたり 0.1 ミリグラム、日本の場合はその 1/10、すなわち1 キログラムあたり 0.01 ミリグラムを一律基準値としています。

一律基準値が1 キログラムあたり 0.01 ミリグラムというのは、はちみつ中のグリホサートの残留が実質ゼロであることを意味します。なぜなら、グリホサートの場合、大半の科学検査施設が検出限界とするのが、1 キログラムあたり 0.01 ミリグラムであるからです。

NZ の一律基準値である1 キログラムあたり 0.1 ミリグラムという値は、NZ 国内でのみ適用されます。輸出用の養蜂製品の場合、NZ の畜産物にかかわる法令 1999 では残留の最大許容（MRL と同義）を「1 キログラムあたり 0.01 ミリグラムとする」と定めています。

つまり NZ における輸出用はちみつの基準値と、日本における輸入はちみつの残留グリホサート最大値は全く同一なのです。